

17回の生業費の不正支出の検証

1 桜区におけるチェック体制の検証

	何故不正を行うことができたのか	何故不正を見抜けなかったのか	原因
起案	<ul style="list-style-type: none"> ・当該職員が担当ケースワーカーからシステムの個人ID・パスワードを入手することができた。 ・担当ケースワーカーはシステムのパスワードを変更せず、当該職員に教えたパスワードを使用し続けていた。 ・担当ケースワーカーの印鑑は、机の引き出しを施錠せず保管していたため、担当ケースワーカーが訪問時等在席していない時に無断で借りることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当ケースワーカーは当該職員を信頼していたため、特に疑いもなくシステムの個人ID・パスワードを教えてしまった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人ID・パスワードに対する管理意識の欠如。 ・判子の管理意識の欠如。 ・当該職員への信頼。
査察指導員による審査 【チェック①】	<ul style="list-style-type: none"> ・当該職員が担当ケースワーカーに成りすまして起案したため査察指導員の審査はチェックが行われなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事実上の起案者と審査者が同一人物のため、チェック者が不正を見抜く立場ではなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該職員が査察指導員であった。
課長決裁 【チェック②】	<ul style="list-style-type: none"> ①課長印が押印してある調書については、決裁漏れを装うことで誤認させた。 ②課長印が押印していない調書については、チェック②を経ずチェック③へ進んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ①課長印が押印してある調書については、決裁漏れと説明されたため、課長が詳細を確認する意識がなかった。 ②チェック自体をすり抜けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「決裁漏れ」は一度確認したものであるという意識。 ・当該職員への信頼。 ・課長には紙決裁のみ回付され、システム上の権限がない。
経理担当職員による決裁登録処理 【チェック③】	<ul style="list-style-type: none"> ①課長印が押印してある調書については、経理担当として疑いなく決裁登録処理を行うことをSVが熟知していた。 ②課長印が押印していない調書については、課長承認済みと誤認させていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ①経理担当に会計事務の意識が強く、課長印が押印してある調書について、確実に決裁登録処理を行うという意識しかなかった。 ②信頼している当該職員（年長者）から急かされたため、決裁登録処理をしてしまった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・締め処理に間に合わせないといけないという意識。 ・経理担当職員が生活保護制度を熟知していない。 ・当該職員への信頼。
未決裁の確認 【チェック④】	<ul style="list-style-type: none"> ・経理担当職員が未決裁の保護決定調書について査察指導員や課長に対して決裁文書が留まっていれば速やかに回付することを求めるものであるため、支給金額を確認するものではない。 	同左	
支給内容の確認 【チェック⑤】	<ul style="list-style-type: none"> 【定例・追給】 3回目の支出から支給明細書に出力されないタイミングで保護決定調書を作成した。 ※2回目の支出時に支給明細書に出力され、担当ケースワーカーが当該職員に確認したが、「大丈夫。」と言われたため、特に疑いを持たなかった。 【緊急】 経理担当職員が緊急払い一覧表を確認するが、担当ケースワーカーの確認が行われていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 【定例・追給】 3回目の支出から支給明細書に出力されなかったためチェックされなかった。 【緊急】 緊急払い一覧表には決裁登録処理済のデータが出力される。経理担当職員は、決裁登録処理をしたデータは全件正しいと認識していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支給内容の確認方法が適切ではなかったため、当該職員に不正の機会を与えてしまった。 ・当該職員への信頼。

正常の処理では、チェック①～⑤の工程がある。

支出を行うためのシステム上の決裁登録は、チェック③だけクリアすれば出来る仕組みになっている。

実際に、17回目の支出は、紙決裁が存在していないが、支出されている。

決裁登録後のチェック⑤については、未決裁が無いことを確認後行うものであるが、桜区では未決裁が残っている状態で実施していた。

また、支給明細書（点検用）を出力後もシステム入力が可能になっていた。



桜区では、支給明細書（点検用）の出力後に、システム登録し、経理による決裁登録をすれば支出できる体制になっていた。

2 標準的なチェック体制の検証

	ケースワーカーが不正	査察指導員が不正	課長が不正	経理が不正
起案	・自らが起案者となるため可能	・ケースワーカーの個人ID・パスワードを入手すれば可能 ・立場的に怪しまれない可能性が高い	・ケースワーカーの個人ID・パスワードを入手すれば可能 ・自席に端末がないため、入力時に見抜かれる可能性が高い ・個人ID・パスワードをCWに聞く必要性がないため、入手できない可能性が高い	・ケースワーカーの個人ID・パスワードを入手すれば可能 ・個人ID・パスワードをCWに聞く必要性がないため、入手できない可能性が高い
査察指導員による審査 【チェック①】	・査察指導員が発見する ・見逃してもチェック②で防止	・ノーチェックで通過	・査察指導員が発見する ・見逃すとチェック②はスルーしてしまう	・査察指導員が発見する ・見逃してもチェック②で防止
課長決裁 【チェック②】	・課長が発見する ・決裁するとチェック③はスルーしてしまう	・課長が発見する ・決裁するとチェック③はスルーしてしまう	・ノーチェックで通過	・課長が発見する ・決裁するとチェック③はスルーしてしまう
経理担当職員による決裁登録処理 【チェック③】 ※課長決裁がない場合は決裁登録をしないことを徹底	・課長印があれば通過 ・課長印がない場合は、決裁登録を止めるが、形式が整ったら決裁登録してしまう。	・課長印があれば通過 ・課長印がない場合は、決裁登録を止めるが、形式が整ったら決裁登録してしまう。	・課長印があるので通過	・ノーチェックで通過
未決裁の確認 【チェック④】				
支給内容の確認 【チェック⑤】 ※未決裁が残っていない状態で支給明細書（点検用）を出力することを徹底	・ノーチェックで通過	・ケースワーカーが発見	・ケースワーカーが発見	・ケースワーカーが発見

- ・個人の不正ならば、それぞれのチェックが機能すれば防止できる。
- ・チェック①・②で内容のダブルチェック（審査・決裁）を行っているが、査察指導員・課長が不正を行う場合はシングルチェックになってしまう。
- ・チェック③は、課長印が有る場合は機能しない可能性が高い。
- ・チェック⑤は、ケースワーカーが不正を行う場合は機能しない。
- ・組織ぐるみで不正が行われた場合は、発見できない可能性が高い。

3 課題等

(1) システムログイン時の認証

生活保護システムは、個人ID・パスワード入力によりログインするため、他職員のID・パスワードを入手すれば成りすましが可能となっている。

(2) 決裁方法

正規の決裁（紙決裁）を経なくてもシステム上の決裁登録処理をすれば支出可能となっている。

決裁処理件数が多く、決裁の押印漏れが生じている。

(3) 経理の役割

チェック③は紙決裁・システム上の決裁をつなぐ重要なポイントだが、経理の意識が会計事務に偏っている。

(4) 組織体制

課長、査察指導員、ケースワーカー、経理担当職員の役割は明確化されているが、決裁件数が多く、十分に内部牽制が効いていない。

(5) システムの不備等

高額な生業費が入力可能となっていた。 ⇒ 対応済み

査察指導員の管理機能でデータの修正が可能となっていた。 ⇒ 対応済み

(6) 文書管理

本事案のように、保護台帳が無く個人的に書類を保管されてしまった場合、組織的な把握が困難になる。

(7) 制度教育

チェック①・②が重要だが、生活保護ケースワーカー経験のない査察指導員や課長（所長）が審査・決裁を行っている場合がある。